

松江市告示第10号

市道の供用開始に関する告示

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、松江市都市整備部建設総務課において、告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和4年1月12日

松江市長 上 定 昭 仁

路線 番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間 起 点 終 点	供用開始日	図面 番号	備考
10285	岡 本 本 宮 線	松江市岡本町字深坪1002番1地先 " " 新宮989番2地先	令和4年1月12日	1	
11501	千 鳥 2 号 線	松江市千鳥町36番地先 " " 30番地先	令和4年1月12日	2	